

令和7年度第1回看護研究倫理委員会議事要旨

日 時 令和7年4月21日（月）16：30～17：00
場 所 WEB 会議（Microsoft Teams）ゼブラ棟2階多目的室④
出席者 ■伊藤委員長 ■山本委員 □古賀委員 □竹下委員 ■大矢委員
□藤谷委員 ■飯塚委員 ■三宅委員 ■原委員 ■小中委員
■山根委員
(■が出席、□が欠席を表す。)

- 本委員会は、本学医学部看護研究倫理委員会規則第5条の規定に基づく5名以上の出席を得て成立した。

議題

1. 看護研究申請書の審査について

(1) 課題名：急性期病院の一般病棟で働く看護師が急変と認識する患者の徴候に関する研究

伊藤委員長から、松村助教より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。併せて、本研究の変更申請は、研究予定期間を令和7年3月31日から令和8年3月31日に延長するものである。申請は令和7年3月27日に提出されており、手順書において、研究期間の延長は予備審査において審議されることが規定されているため、期間内に審査ができなかったものである。

令和7年4月7日の予備審査で、島根大学医学部医学研究倫理委員会で規定されている「倫理指針、研究計画書からの逸脱に対する判断基準」に基づき、対応を求めるべきと委員よりお話があった。本事案は、「再発防止策を講ずるよう勧告する。」に該当するため、臨床看護学講座の講座主任である橋本先生に、講座の研究を把握する立場として再発防止策の提出を求めることとなったものであると説明があった。

続いて各委員から質疑等があった。委員から、下記のとおり指摘があった。

・資料1-1について、令和6年度に日本医学看護学教育学会への学会発表がすでに完了しているのか、どのように発表をおこなったのか確認があった。

・資料1-2について、「逸脱行為の内容」を簡略化するよう指摘があった。審議の結果、修正確認後に承認することとした。

2. 「島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書」の一部改正について
事務局より資料2に基づき、「島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書」の改正について説明があった。

令和6年度第10回看護研究倫理委員会において、「看護研究実施報告書および終了報告書に関する対応案」について審議を行った。その際、「研究終了後6か月以上が経過しても終了報告書が提出されていない場合には、当該研究責任者から報告書が提出されるまで、新たな研究申請を受け付けないようにすべきである」との意見があった。

この対応について、事務局より医学部長の許可を得たことを確認のうえ、このことを手順書に明記・改正することで、わかりやすくするために提案があった。

審議の結果、原案のとおり承認することとした。

報告事項

○委員会の副委員長について

伊藤委員長から、山本委員を副委員長に指名すると説明があった。

○審査結果について（変更審査）

- 1) 申請者：地域・老年看護学講座 伊藤 智子

課題名：A市在住高齢者の認知機能維持を助ける社会生活構造の
解明

審査結果：承認（令和7年3月31日付）

- 2) 申請者：医学系研究科看護学専攻 廣澤 有香

課題名：在留日系ブラジル人労働者の慢性疾患罹患予防に関する
ヘルスリテラシーの実態調査

審査結果：承認（令和7年4月11日付）

○終了報告書について

令和7年3～4月提出：20件

○次回の委員会について

令和7年5月26日（月）16：30